

別表第二の二

都道府県	支給地域	級地	支給割合
北海道	札幌市	五級地	百分の二・八
宮城県	仙台市	四級地	百分の五・六
茨城県	水戸市	四級地	百分の五・六
栃木県	宇都宮市	五級地	百分の二・八
群馬県	前橋市、高崎市	五級地	百分の二・八
埼玉県	さいたま市	三級地	百分の八・四
千葉県	千葉市	三級地	百分の八・四
東京都	特別区	一級地	百分の十四・〇
神奈川県	横浜市	二級地	百分の十一・二
富山県	富山市	五級地	百分の二・八
石川県	金沢市	五級地	百分の二・八
山梨県	甲府市	五級地	百分の二・八
長野県	長野市	五級地	百分の二・八
岐阜県	岐阜市	五級地	百分の二・八
静岡県	静岡市	四級地	百分の五・六
愛知県	名古屋市	三級地	百分の八・四
三重県	津市	五級地	百分の二・八
滋賀県	大津市	四級地	百分の五・六
京都府	京都市	四級地	百分の五・六
大阪府	大阪市	二級地	百分の十一・二
兵庫県	神戸市	四級地	百分の五・六
奈良県	奈良市	四級地	百分の五・六
和歌山県	和歌山市	五級地	百分の二・八
岡山県	岡山市	五級地	百分の二・八
広島県	広島市	四級地	百分の五・六
香川県	高松市	五級地	百分の二・八
福岡県	福岡市	四級地	百分の五・六

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和八年十月一日においてそれらの名称を有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。